

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程	新潟県立病院の料金に関する規程
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>病院等（診療所を含む。以下同じ。）</u>の料金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（料金）</p> <p>第2条 条例第4条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第2第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 入院室料差額 (1)～(7) （略）</p> <p>ただし、小上がりを設置する場合は、3,300円を増額する。</p> <p>また、<u>院長等（診療所に置かれるセンター長を含む。以下同じ。）</u>は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることが</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>病院</u>の料金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（料金）</p> <p>第2条 条例第4条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 入院室料差額 (1)～(7) （略）</p> <p>ただし、小上がりを設置する場合は、3,300円を増額する。</p> <p>また、<u>病院長</u>は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。</p>

<p>できる。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 健康診断料</p> <p>(1) 普通健康診断料 (乳幼児にあつては、4,030円) ただし、集団検診の場合は、<u>院長等</u>は、2割を限度として料金を増減することができる。</p> <p>(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査 医科点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。) ただし、集団検診の場合は、<u>院長等</u>は、2割を限度として料金を増減することができる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>11 予防接種料 1件につき280円に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。) ただし、公費対象予防接種の場合は、<u>院長等</u>は2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 胎盤処理料 1件につき3,200円の範囲内で<u>院長等</u>が病院局長の承認を得て定める額</p> <p>14～17 (略)</p> <p>18 人工妊娠中絶手術料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 頸管拡張用使用材料 1回につき<u>病院等</u>における購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>19～22 (略)</p> <p>23 治療用装具料 <u>病院等</u>における購入価格</p> <p>24 (略)</p> <p>25 駐車場利用料</p> <table border="1" data-bbox="247 1966 794 2042"> <tr> <td>利用区分</td> <td>外来駐車場を 利用する時間帯</td> <td>新潟県立がん センター新潟</td> </tr> </table>	利用区分	外来駐車場を 利用する時間帯	新潟県立がん センター新潟	<p>4～9 (略)</p> <p>10 健康診断料</p> <p>(1) 普通健康診断料 (乳幼児にあつては、4,030円) ただし、集団検診の場合は、<u>病院長</u>は、2割を限度として料金を増減することができる。</p> <p>(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査 医科点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。) ただし、集団検診の場合は、<u>病院長</u>は、2割を限度として料金を増減することができる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>11 予防接種料 1件につき280円に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。) ただし、公費対象予防接種の場合は、<u>病院長</u>は2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 胎盤処理料 1件につき3,200円の範囲内で<u>病院長</u>が病院局長の承認を得て定める額</p> <p>14～17 (略)</p> <p>18 人工妊娠中絶手術料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 頸管拡張用使用材料 1回につき<u>病院</u>における購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</p> <p>19～22 (略)</p> <p>23 治療用装具料 <u>病院</u>における購入価格</p> <p>24 (略)</p> <p>25 駐車場利用料</p> <table border="1" data-bbox="858 1966 1406 2042"> <tr> <td>利用区分</td> <td>外来駐車場を 利用する時間帯</td> <td>新潟県立がん センター新潟</td> </tr> </table>	利用区分	外来駐車場を 利用する時間帯	新潟県立がん センター新潟
利用区分	外来駐車場を 利用する時間帯	新潟県立がん センター新潟					
利用区分	外来駐車場を 利用する時間帯	新潟県立がん センター新潟					

	利用時間	病院		利用時間	病院
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
<p>ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって<u>病院等</u>の設備、機器等の故障により利用時間が3時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって<u>院長等</u>が<u>病院等側</u>の事情により利用時間が3時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって<u>院長等</u>が診療その他<u>病院等</u>の運営のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。</p>			<p>ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって<u>病院</u>の設備、機器等の故障により利用時間が3時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって<u>病院長</u>が<u>病院側</u>の事情により利用時間が3時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって<u>病院長</u>が診療その他<u>病院</u>の運営のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。</p>		
26～32 (略)			26～32 (略)		
<p>33 1件につき、3,120円に<u>病院等</u>における検査委託金額(容器代等含む)に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。) ただし、(略)</p>			<p>33 1件につき、3,120円に<u>病院</u>における検査委託金額(容器代等含む)に1.1を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。) ただし、(略)</p>		
34・35 (略)			34・35 (略)		
<p>36 先進医療及び患者申出療養に係る診療料 <u>院長等</u>が病院局長の承認を得て算定した額</p>			<p>36 先進医療及び患者申出療養に係る診療料 <u>病院長</u>が病院局長の承認を得て算定した額</p>		
37～42 (略)			37～42 (略)		
43 入院患者預り金管理料 1日につき 70円					
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和8年4月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。